

特集 文教施策の進展 平成11年度の展望

- 8 総説 ●文部行政全般の進展／各分野の文教施策の展開
- 10 文教施策の総合的推進 ●教育改革の推進／文教施策のための調査研究の充実／「我が国の文教施策」(教育白書)の刊行／教職員の生涯生活設計の推進
- 13 生涯学習 ●生涯学習の振興／生涯学習の振興のための施策／「全国子どもプラン」(緊急三ヶ年戦略)
- 16 初等中等教育 ●初等中等教育の概況／教育内容・方法の改善／学校週五日制の推進／生徒指導の充実／進路指導の改善・充実／国際化・情報化への対応／中高一貫教育と高等学校教育改革の推進／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興／よりよい教科書の提供／学級編制及び教職員配置の改善／教員の資質能力の向上／地方教育行政制度の改善／公立学校施設の整備／海外子女・帰国子女教育の充実／外国人子女教育の推進／人権教育の振興
- 26 高等教育 ●高等教育改革の推進／学部段階の教育機能の充実強化／大学院の教育研究の高度化・多様化／大学の組織運営体制の改革／理工系人材の養成／医療人の育成／国立大学の整備・充実等／公立大学等に対する助成／地域社会や産業界との連携／大学入学者選抜の改善／育英奨学事業の充実／学生の就職／マルチメディアの活用
- 32 私立学校 ●私学行政の概況／私学助成の充実
- 34 学術研究 ●学術研究の振興／科学研究費補助金と出資制度の拡充／若手研究者の養成・確保／学術研究体制の整備／基礎研究の重点的推進／学術研究の社会的協力・連携の推進／研究評価の充実
- 39 社会教育 ●時代の要請にこたえる社会教育事業の充実／社会教育の諸条件の整備
- 42 スポーツの振興と健康教育 ●体育・スポーツ行政の概況／学校における体育・スポーツの改善充実／生涯スポーツの推進／競技スポーツの振興／スポーツ振興投票制度／健康教育の充実
- 49 文化 ●文化政策の推進／芸術文化の振興／地域における子どもたちの文化活動等の推進／文化財の次世代への継承・発展／文化発信のための基盤整備
- 54 国際交流・協力 ●国際交流・協力の概況／留学生交流／教育の国際交流・協力／学術の国際交流・協力の推進／文化の国際交流・協力の推進／スポーツの国際交流／国際機関を通じた協力
- 58 情報化の推進 ●情報化施策の概況／情報化の進展に対応した各分野の取組
- 60 文教施設 ●快適で豊かな文教施設づくり／教育研究環境の高度化・多様化の推進
- 62 平成一十一年度予算／文部省の機構・定員／文教関係の税制

カラー

- 1 記念館めぐり●ゆかりの地を訪ねて
—井原市立田中美術館(岡山県)
- 4 この道を行く
箱根旧街道畑宿一里塚
- 表2 名作シリーズ
宴の準備
- 表3 文化財紹介
等覚寺の松会

- 6 私と教育、私とつけ
荻野アンナ
- 68 中教審ニュース
文部省Q&A
- 73 都道府県発
●教育・学術・文化・スポーツニュース
秋田県、茨城県、東京都、佐賀県
- 74 めざせシンドニー五輪
78 レッツ トライ!
国立能登青年の家
- 80 海外教育ニュース
ランչタイム
宮城県宮崎町立宮崎中学校
- 84 編集後記

文化

1 ●文化政策の推進

文化は我が国の存立基盤であり、創造性豊かで活力ある社会を目指してゆくためには、文化立国の実現が必要である。文化庁においては、二一世紀の文化立国の実現に向けた基本的な指針である「文化振興マスタープラン」(平成一〇年三月策定)に基づき、①芸術創造活動の活性化、②伝統文化の継承・発展、③地域文化・生活文化の振興、④文化を支える人材の養成・確保、⑤文化による国際貢献と文化発信、⑥文化発信のための基盤整備など、様々な文化振興施策を行っている。

平成一一年度予算については、厳しい財政状況の下であるが、八〇五億円(対前年度比一・七%減)を計上しているところである。また、平成一〇年度第三次補正予算の景気対策分として一〇八億円が認められ、平成一一

年度予算と一体的にとらえて考えると、九一三億円(対前年度比一一・五%増)を計上している。

2 ●芸術文化の振興

(1) 芸術創造活動の推進

(一) 芸術創造活動の推進(アーツプラン21)
文化庁では、「アーツプラン21」を創設し、二一世紀の文化立国を目指して芸術創造活動の支援の抜本的拡充を図ってきたところであるが、平成一一年度においては、これらの支援の一層の拡充を図ることとしている。

「アーツプラン21」は、①芸術創造特別支援事業(我が国舞台芸術の水準を高めるため、その牽引力となることが期待される芸術団体に對する重点的支援)、②国際芸術交流推進事業(国際的な芸術交流を推進するため、海外

フェスティバル参加等の海外公演や「我が国で行われる舞台芸術の国際フェスティバル」への支援)、③芸術創造基盤整備事業(我が国の次代の芸術界を担う若手芸術家の養成・研修、芸術活動の調査研究など、統括芸術団体が行うソフト基盤の整備を支援)、④舞台芸術振興事業(日本芸術文化振興会(芸術文化振興基金)を経由する補助金により、我が国の舞台芸術の水準向上に資する優れた公演を支援)の四事業からなっており、芸術家・芸術団体の芸術創造活動に対する支援を行っている。

(二) 新国立劇場の整備・充実

平成九年一〇月に開場した新国立劇場は、我が国の現代舞台芸術の拠点として、公演事業、研修事業等を行っている。

公演事業では、創作的な公演や、レパートリーの蓄積を目指すといった分野ごとの方針に沿って自主制作の公演を基本にして活動することとしている。

このほか、芸術文化の普及理解の一助に資するための鑑賞教室や、いわゆる貸し劇場を行うほか、研修事業については、オペラ歌手育成のための研修を行っている。

(三) 若手芸術家の養成

我が国の若手芸術家の海外や国内における専門的な研修を行う機会や、海外の芸術家が我が国で研修を行う機会を提供するため、「芸術フェローシップ」を実施しており、平成一年度においては、中国芸術家の招へい研修員枠を新たに設けるほか、アメリカへの派遣研修員数の拡充を図ることとしている。

(四) メディア芸術の振興

コンピュータ・グラフィックス等のメディア芸術の創作活動を支援するため、メディア芸術作品の発表・顕彰の場を提供する「メディア芸術祭」を引き続き実施するほか、インターネットを活用した情報提供システム「メディア芸術プラザ」により、メディア芸術の創造活動を引き続き支援する。

一方、映画芸術の振興を図るため、優秀映画作品賞の授与のほか、独立プロ作品の公開上映やシナリオコンクールへの支援を引き続き実施する。また、優秀映画鑑賞推進事業の拡充や貴重な映画フィルムの修復事業の拡充など、我が国映画芸術振興の拠点である東京国立近代美術館フィルムセンターの整備・充実を図ることとしている。

(2) 地域文化の振興

(一) 地域における芸術文化の創造活動の促進
地域に根ざした優れた芸術文化活動が全国各地で行われるようにするために、「文化のまちづくり事業」を実施する。この事業において、地域の文化遺産などを活かしながら、特色ある芸術文化を創造・蓄積・発信することを通じて、まちづくりを行う地方公共団体等を支援する。また、国内外の若き気鋭の芸術家を招へいし、地域に一定期間滞在して、創作活動を行うことにより、高度で独創性にあふれた芸術文化の創造を図る「アーティスト・イン・レジデンス事業（国際芸術家村事業）」を平成九年度から実施している。

(二) 芸術鑑賞機会の充実

平成一〇年六月に「美術品公開促進法」が制定され、同年一二月に優れた美術品を文化庁が登録する「登録美術品制度」がスタートした。この制度により、個人等が所有する美術品の鑑賞機会の拡大が期待される。

また、大都市以外の地域においても、優れた美術作品や文化財を身近に鑑賞できるよう「国立博物館・美術館所蔵名品巡回展」等を実施する。

舞台芸術については、全国各地において、国民が優れた舞台芸術を直接鑑賞できるように、「移動芸術祭」等を実施する。

(三) 公立文化施設の活性化支援

文化会館が、自ら公演を企画するなど主体的な活動を展開する上で不可欠な芸術文化情報やノウハウを提供するため、専門家（アドバイザー）による助言等を行う「芸術情報プラザ」事業を実施する。

(四) 地域における文化を支える人材の育成

文化施設の運営に携わる職員の資質の向上を図るため、文化会館のアートマネジメントや舞台技術に関する研修を行うほか、公私立博物館・美術館の人文系学芸担当職員を対象とした「キュレーター研修」等を実施する。

(五) 地域住民の芸術文化活動への参加の奨励
文化活動に参加したいという人々の意欲を喚起するとともに、国民の文化活動の水準が高められるよう、全国規模の文化の祭典である「国民文化祭」を平成一一年度は「日本のまん真ん中から 新世紀へ」をメインテーマに岐阜県で開催する（一〇月二三日～一二月三日）。

また、高校生の創造活動の水準を向上させ、相互に交流が深まるよう、「虹の帆をはれ文化のそらへ」をテーマに、山形県で第二三回全国高等学校総合文化祭を開催する（七月三〇日～八月三日）。

(3) 国語施策の推進

国語をめぐる社会状況の著しい変化を踏ま

中・高等学校の教員を対象とした教職員著作権講習会を実施している。

(三) 国際的施策の展開

著作権分野における国際的施策の展開として、WIPO（世界知的所有権機関）において検討が進められているいくつかの新条約の策定作業等に参画していくとともに、アジア・太平洋諸国を対象としたセミナー、研修等の連携協力事業の一層の充実を図る。

(5) 宗務行政の推進

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体をはじめ、神社、寺院、教会等の様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っている。そのうち、約一八万四〇〇〇の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっている。

現在の宗教法人制度を規定する宗教法人法は、昭和二十六年四月三日に公布、施行された。同法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由でかつ自主的な活動をするための仕組みを設けることにある。

平成七年一二月の宗教法人法の一部改正（八年九月全面施行）により、新たに宗教法人に義務づけられた財務関係書類等の所轄庁への提出については、平成一〇年から本格的に始まっているが、文部大臣所轄の宗教法人については、不活動法人を除いてほとんどすべ

え、平成五年一月に国語審議会に対し「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」の諮問が行われた。これを受け、同審議会では「言葉遣いに関すること」、「情報化への対応に関すること」、「国際社会への対応に関すること」を中心に審議を行うこととした。

第二期国語審議会では、これらの課題の中で特に、「敬語を中心とした言葉遣いに関すること」及び「表外漢字（常用漢字表にない漢字）の字体に関すること」について審議を行い、平成一〇年六月二四日に審議経過報告を文部大臣に提出した。

(4) 著作権施策の展開

著作権制度は、文化的な活動の所産である著作物の創作行為にインセンティブを与えるために不可欠な制度である。文化庁においては、近年の情報技術の発達等による著作物の利用形態の多様化、社会経済情勢の変化などを踏まえ、著作権制度の改善を随時行っている。なお、平成一〇年度から著作権課に加えて著作権担当審議官及び国際著作権課を新設

し、著作権に関する国内外の諸問題に戦略的・機動的に対応できる体制を整えている。

(一) 情報化の進展に対応した著作権施策の展開等

平成八年末にWIPO（世界知的所有権機関）において採択された新条約の早期批准を目指しつつ、近年のデジタル化、ネットワーク化の進展に伴う著作物の利用形態の多様化に対応するため、必要な法改正など著作権制度の一層の改善を図る。また、適切かつ円滑な権利処理体制の整備を図るため、権利の集中管理制度の在り方について検討を行うほか、「著作権権利情報集中機構（J-CIS）」（仮称）の実現に向けた調査研究の推進や関係団体間の協議を促進するための支援を行う。

(二) 著作権の保護意識の向上

平成一一年は明治三二年（一八九九）に我が国最初の著作権法が制定施行されて以来一〇〇周年にあたる。このため、著作権関係団体の協力を得ながら一〇〇周年記念事業の積極的な展開を行い、著作権保護に対する国民の意識の高揚に努める。

また、各種の講習会の開催、資料の発行等を行うほか、平成八年度からは、中学校の生徒が著作権について学習できるようわかりやすく解説した著作権読本を作成し、全国の中学校等に毎年度配布している。

さらに、平成一〇年度からは新たに、小・

ての宗教法人から書類の提出（提出率九七・八％）がなされたところである。文化庁では、平成一一年度についても、提出書類について簡潔に解説したガイドブックの配布や都道府県や宗教法人に対する研修会等を通じてさらに円滑な書類提出が行われるように努めている。

また、書類提出制度により、宗教法人自体が宗教法人法や法人規則に従った管理運営の適正化の契機になるとともに、従来その把握が困難であった、いわゆる不活動宗教法人の実態把握にもつながるものであり、都道府県知事所轄法人を含む不活動宗教法人の一層の整理促進に取り組んでいく。

3 地域における子どもたちの文化活動等の推進

心の教育や完全学校週五日制の実施に対応するため、学校や地域社会において子どもたちの文化活動や鑑賞の機会をより一層充実することが求められている。

このため、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保するための諸施策を「地域こども文化プラン」と位置づけ、その中核的な事業として「地域こども文化活動推進事業」を平成一一年度から推進することとし

には、定期的な修理が不可欠であることから、引き続き計画的な保存修理実施の充実を図る。

また、国宝・重要文化財（美術工芸品）については、緊急に修理が必要な物件について計画的な保存修理を行い、文化財の適切な公開・活用を図るため保存修理事業に対する補助の充実を図る。

さらに、従来の防災施設事業に加え、国宝建造物等や国宝・重要文化財（美術工芸品）である仏教彫刻や絵画等を収納している建造物（重要文化財及び未指定建造物）のうち、特に緊急性を有するものを対象として防災設備の総合的強化を図る緊急防災施設強化事業を実施する。

(3) 伝統文化を支える人材養成・確保

重要無形文化財保持者いわゆる人間国宝が行う後継者養成・技芸錬磨のための経費の助成対象人数を一〇〇名から一〇四名に拡充するなど、重要無形文化財の後継者の養成・確保を図る。

また、文化財の保存に欠かせない選定保存技術の保持者が行う後継者養成事業の補助対象人数を四一名から四六名に拡充し、選定保存技術の養成・確保を図る。

さらに、重要無形民俗文化財等の民俗文化財について、それらの伝承基盤の整備や記録の作成、伝承、公開等の事業を支援すること



ている。

本事業は、子どもたちが地域における舞台芸術活動や文化継承活動、美術体験活動に参加する機会を提供するための「地域文化活動参加事業」、プロの劇団等の公演を学校において実施し、子どもたちがその一部に参加する「舞台芸術ふれあい教室」、夢と感動を与える生の舞台芸術の巡回公演を実施する「芸術体験劇場」、高校生同士の交流と文芸活動の振興、顕彰を図る「高校生文芸道場」を内容としており、子どもたちの豊かな情操の涵養と健全な育成を図ることを目的としている。

4 文化財の次世代への継承・発展

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、

により、我が国の民俗文化財の保存・継承を図る。

(4) アイヌ関連施策の推進

平成九年五月、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立した。文化庁においては、同法に基づく指定法人に対して、アイヌ関連施策の推進の経費の一部を補助するなど、平成一一年度においても引き続きアイヌ文化の振興等のための施策を積極的に推進することとしている。

5 文化発信のための基盤整備

国立文化施設については、文化発信の拠点としての機能の高度化が求められている。

このため、平成一一年度においては、京都国立博物館の百年記念館（仮称）新館のための実施設計等を予定している。また、国立国際美術館移転新館工事に着手するとともに、国立西洋美術館の新館展示施設周辺整備工事を進めることとしている。

また、九州国立博物館（仮称）については、

また、将来の文化の向上発展の基礎となるものであることから、その適切な保存・活用を図ることが極めて重要である。

このため、文化庁においては、平成一一年度も引き続き、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用し、広く国民に親しまれるように、次のような施策に取り組むこととしている。

(1) 史跡等の保存整備・活用

史跡等を将来にわたって保存するとともに広く活用するため、地域の歴史の文化の拠点となる史跡等について学習機能・複合的整備を行う「歴史ロマン再生事業（地方拠点史跡等総合整備事業）」等の充実を図る。

また、史跡等の保存のため、地方公共団体が行う史跡等の指定地の公有化事業に対する国庫補助の充実を図る。

埋蔵文化財については、費用負担が困難な個人の住宅建設等に伴う埋蔵文化財発掘調査に対する国庫補助の充実を図るとともに、埋蔵文化財の分布調査に対する国庫補助の充実を図り、埋蔵文化財保護と開発事業との調整の円滑化を推進する。

(2) 文化財の防災強化と保存活用

国宝・重要文化財（建造物）や伝統的建造物群を適切に保存して次世代に継承するため

平成一〇年度に策定した基本計画を踏まえ、「基本設計」を実施するとともに展示計画の策定等に着手することとしている。全国的な公募展等を行う国立美術館展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）については、平成一一年度は平成一〇年三月に策定した基本計画を踏まえ、基本計画に着手することとしている。

国立組踊劇場（仮称）については、運営や公演内容などについて具体的な検討を行う「国立組踊劇場（仮称）設立準備調査会」の開催や関係資料の収集などを行うとともに、劇場建物の実施設計を行い、劇場の設立準備を推進することとしている。

さらに、収蔵品情報の公開等を行うための文化財・美術情報システムの整備・充実を図り、公私立の美術館や博物館などを含め、美術品や文化財等の情報を総合的・横断的に検索できる共通索引システムの構築を図る。これに公立文化施設に関する情報などを提供する地域文化情報システムや現代舞台情報システム、伝統芸能情報システム、文化に関する情報を子ども向けに提供するシステムを加えた文化情報総合システムの整備・充実を進める。

特集 全国子どもプラン （緊急3ヶ年戦略）

●巻頭言
地域で子どもを育てよう 河合肇雄
●座談会
夢を持った
たくましい子どもを
育てるために

出席者 山合えり子／鈴木光司／松井石根
／司会 竹下典行

●概説
全国子どもプラン
（緊急3ヶ年戦略）について

記念館めぐり◆ゆかりの地を訪ねて

私と教育、私として

宮沢賢治記念館
薬丸裕英

都道府県発

◆教育・学術・文化・スポーツニュース
群馬県 山梨県 都留市 長野県 更埴市 徳島県 阿南市

編集 後記

▽平成一一年度になりました。今月の特集「文教施策の進展」では、年間を通しての文教施策を展望しています。めまぐるしく変化する社会の中、ますます重要となっている教育・学術・文化・スポーツの各分野の施策を項目ごとにわかりやすくまとめたいと思います。一年を通して御活用いただけると思います。

▽新しい企画も始まりました。カラーページでは「この道を行く」として、文化庁選定歴史の道一〇〇選の中から見どころを紹介していきます。お近くを訪れた際には、ぜひ歩いてみてはいかがでしょうか。

「名作シリーズ」は国立国際美術館の所蔵作品を一年間紹介します。各分野の施策に関連した多様な読み物も始まります。いよいよ来年に迫ったシドニーオリンピックで活躍が期待される種目については「めざせシドニー五輪」の中で紹介します。「ランチタイム」では、地域と深いつながりのある食材を使った学校給食を全国各地から取り上げます。「レツツトライ！」は、国立青少年教育施設で開催される多様なプログラムを紹介しています。

また、文部省に寄せられる多くのお問い合わせなどを参考に、文教施策をQ&A方式でわかりやすく紹介する「文部省Q&A」も始めました。今年度も、皆様の意見を反映させてより一層充実した誌面づくりをしていきたいと思っておりますので、御感想や御意見をぜひお寄せください。

▽「文部時報」担当になって四度目の春を迎えました。三年の間編集という作業を通して、貴重な方との出会いや、様々な経験をさせていただくことができました。今年度はどんな新しい体験が待っているのか、春になると日差しの高まりとともに、わくわくする気持ちも膨らむものです。今年度も「文部時報」をどうぞよろしくおねがいいたします。

（Y・K）

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んでの感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定

①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記（誌上匿名可） ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。

送り先
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部
※電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

●「文部時報読者アンケート」

文部時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

コンピュータネットワークを利用した文教行政の広報

文部省では、我が国の文教施策等を広く皆様に紹介するため、インターネットを利用して情報を提供しています。

インターネットアドレス：
<http://www.monbu.go.jp/>（半角入力）

MESSC. 61 月刊

文部時報 4月号

第1472号

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 03-5349-6666（営業部） 振替口座 00190-0-161

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成11年4月10日印刷
平成11年4月10日発行

定価610円（本体581円）（〒84円）
年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いいたします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 1999 ISSN 0916-9830 ●この刊行物は再生紙を使用しています。